

大学院入学前の既修得単位の認定について

本学又は他の大学（外国の大学を含む）の大学院を修了又は退学した者（科目等履修生を含む）で、当該大学大学院において修得した単位について、本研究科の単位としての認定を希望する者は、下記要領により**4月7日（木）【厳守】**までに必要書類を学事担当あてに提出願います。

記

<認定要領>

法学研究科規程第10条に定める入学前の既修得単位の認定については、以下の要領で実施する。

【認定要件】

本学又は他の大学（外国の大学を含む）の大学院を修了又は退学した者（科目等履修生を含む）を対象として、当該大学大学院において修得した単位について、本研究科の単位として認定することがある。

【認定単位数】

1. 本学大学院において修得した単位以外のものについては、認定の上限を15単位とする。
2. 本学大学院において修得した単位については、学生への教育効果等を配慮し、認定単位数を決定する。
3. 認定科目及び評価は研究科教授会において決定する。
4. 認定した科目については、履修登録を要しないものとする。

【申請の手続き等】

既修得単位の認定を受けようとする者は、次の書類を法学研究科・法学部学事担当へ提出するものとする。

- 1) 既修得単位認定申請書（本研究科所定の用紙。窓口で配付）
- 2) 修了証明書又は退学証明書（在学期間を記載したもの）
- 3) 成績証明書
- 4) 在籍した大学のシラバス（授業内容が記載されたもの）

令和4年3月14日

法学研究科・法学部学事担当

大学院入学前履修制度による単位認定について

北海道大学法学部を卒業して修士課程に入学した学生に対して、法学部在学時に大学院開講科目のうち指定科目として法学部で合併開講した授業科目を、入学前の既修得単位として認める制度があります。単位認定を希望する学生は**4月7日（木）**までに学事担当窓口にある「大学院入学前履修制度申請台帳」に必要事項を記載してください。（メールの受付可）

なお、単位認定の結果は後日通知しますが、前期の履修登録には間に合いません。その点を承知のうえ申請願います。

記

【認定該当科目】

令和4年度学生便覧・講義要領14頁別表に記載されている科目

【認定要件】

本学法学部在学時代に【認定該当科目】を履修し、単位認定されている。

【認定単位数等】

1. 大学院の修了単位に算入できる指定科目は6単位（演習は4単位）までとする。
2. 認定科目及び評価は研究科教授会において決定する。
3. 認定した科目については、履修登録を要しないものとする。

【申請条件】

申請する際には、事前に下記の条件を満たしているか確認すること。

- ① 大学院入学の前年度に履修した科目である。
- ② 学部卒業の所要単位である90単位に算入されていない単位である。

令和4年3月14日

法学研究科・法学部学事担当

修士課程社会人入学者が提出した レポートの単位認定について

修士課程社会人入学者各位

修士課程社会人入学者（令和4年度入学者に限る）で，入学前に公表された論文等，又は社会経験を踏まえた法学政治学に関連する10,000字以上のレポートを提出し，単位認定を受けようとする者は，**4月7日（木）**までに単位認定申請書（様式任意）を提出してください。

また，公表された論文等又はレポートの提出期限は，**5月13日（金）**です（期日を過ぎた場合はいかなる理由であっても受け付けることはできません）。

令和4年3月14日

法学研究科・法学部学事担当